

## 資料 10 廃棄物処分場の状況等

### 1. 廃棄物処分場（法対象施設）の状況

一般廃棄物処分場 (大阪府全域)	稼動中	8 施設		
	埋立終了	7 施設		
産業廃棄物処分場 (大阪府所管地域)		安定型	管理型	遮断型
	稼動中	2 施設	1 施設	なし
	埋立終了	28 施設	10 施設	1 施設

### 2. 最終処分場の規制に関する経緯

昭和 45 年 12 月 廃棄物処理法制定（46 年 9 月施行）

昭和 52 年 3 月 廃棄物処理法の改正（最終処分場を廃棄物処理施設として新たに追加）  
（一般廃棄物：1000 m<sup>2</sup>以上 産業廃棄物 遮断型：全て、  
安定型：3000 m<sup>2</sup>以上、管理型：1000 m<sup>2</sup>以上を対象）

平成元年 11 月 環境庁水質保全局長、厚生省生活衛生局水道環境部長連名通知  
・廃棄物の最終処分場跡地の管理等について

平成 4 年 7 月 廃棄物処理法の改正  
（廃棄物処理施設が届出制から許可制に（市町村が設置するものを除く））

平成 9 年 12 月 廃棄物処理法施行令の改正（ミニ処分場に対する規制強化（裾切りを削除））

平成 10 年 6 月 廃棄物処理法の改正（最終処分場の廃止の手続き明記）

” 廃棄物処理法施行令の改正（埋立処分基準の強化等）

” 総理府・厚生省令（最終処分場に係る技術上の基準を定める命令）

・構造基準・維持管理基準の強化、廃止基準の設定

### 3. 廃棄物最終処分場の廃止の技術上の基準（抜粋）

一般廃棄物最終処分場

産業廃棄物最終処分場（管理型）

- ・構造基準に適合していないと認められないこと。
- ・地下水等の水質検査の結果、基準に適合していること。
- ・保有水等集排水設備に集められた保有水等の水質が、次の項目・頻度で 2 年以上の間、排水基準等に適合していること。
  - (1)排水基準等 6 月に 1 回以上
  - (2)BOD、COD、SS 3 月に 1 回以上
- ・埋立地からのガスの発生がほとんど認められないこと、又はガスの発生の増加が 2 年以上にわたり認められないこと。

産業廃棄物最終処分場（遮断型）

- ・地下水等の水質検査の結果、基準に適合していること。
- ・地滑り、沈下防止工、外周仕切壁が構造基準に適合していないと認められないこと。
- ・埋め立てられた廃棄物又は外周仕切設備について、環境庁長官及び厚生大臣の定める措置が講じられていること。

産業廃棄物最終処分場（安定型）

- ・地下水等の水質検査の結果、基準に適合していること。
- ・埋立地からのガスの発生がほとんど認められないこと、又はガスの発生の増加が 2 年以上にわたり認められないこと。
- ・地滑り、沈下防止工、雨水等排出設備及び浸透水採取設備が構造基準に適合していないと認められないこと。
- ・浸出水の水質が次の要件を満たすこと。
- ・地下水等検査項目：基準に適合
- ・BOD：20mg/L